

第433回大野市議会定例会教育長所信表明

本日、令和5年3月第433回大野市議会定例会の開会に当たり、教育行政につきまして、その所信を述べる機会をいただき、深く感謝申し上げます。

厳しかった冬の寒さも緩む季節となり、そこかしこに春の気配が感じられる頃となりました。

さて、わが国で、令和2年1月15日に最初の新型コロナウイルス感染症の発症者が確認されてから、はや3年が経過しました。

この間、本市のみならず、全国のこどもたちは不安で不自由な生活を余儀なくされてきました。

学校や保育所、認定こども園は、感染防止に可能な限りの方策を講じるとともに、こどもたちの心身の状態に細心の注意を払い、現在は感染症防止とのバランスを取りながら、教育と保育の確保に関係者一丸となって取り組んでいます。

このような中であって、政府は先月27日に、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることを見事決定しました。

今月10日には、新型コロナウイルス対策のマスク着用を緩和する方針を見事決定しました。

まだまだ予断を許さない状況ではありますが、学校教育や保育の場のみならず、社会のあらゆる場面で日常生活が戻り、元気なこどもたちの笑顔と歓声が市中にあふれることを心から待ち望んでいます。

また、4月1日から「こども基本法」が施行されます。

「こども基本法」は、全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、ひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的に定められたものです。

その理念は、全てのこどもについて基本的人権が保障されることや福祉に係る権利が等しく保障されること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、養育に関する十分な支援、家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保、家庭や子育てに夢をもち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備などであり、こどもに係る施策は、これらを念頭に実施されることとなります。

さらに、4月1日から「こども家庭庁」が発足します。

「こども家庭庁」は、これまで内閣府や厚生労働省などに分散していた「こども政策の司令塔機能」を一本化し、一元的に企画・立案・総合調整を行うとともに、結婚支援から、妊娠前の支援、妊娠・出産の支援、母子保健、子育て支援、こどもの居場所づくり、困難な状況にあるこどもの支援などの事務を集約し、こども政策をさらに強力に進めていく機関です。

本市は国に先駆け、昨年度から子育て分野を教育委員会の所管とし、家庭や地域、保育所、認定こども園、学校の連携を強化しており、引き続き、きめ細かな子育て支援に努めていきます。

それでは、国や県の動向を踏まえ、新年度の教育行政の考え方と主な施策の概要について、本市の教育に関する大綱に掲げる項目に沿って申し上げます。

まず、第1の項目、子育てについてです。

令和2年度から、若い人たちが大野に住んで、結婚して、子育てしたくなる重点的施策を「大野ですくすく子育て応援パッケージ」として取りまとめ、毎年、充実を図っています。

新年度は、教育委員会内の連携はもとより、市長部局とも連携し、新たに2つの事業を計画しています。

1つ目は、「放課後のこどもの居場所づくり」です。

懸案であった長期休業中のこどもの居場所づくりについて、教育委員会3課とスポーツ推進課が連携し、新年度の夏休みから、エキサイト広場を会場に、5地区の「放課後子ども教室」を集約して実施します。

「学びと遊びと体験の広場」と称し、放課後児童クラブとの交流やチャレンジ教室、BG塾やエキサイトウイークなど、各課の事業を組み合わせ、充実したカリキュラムを備えた活動の場としていきます。

2つ目は、「妊産婦への伴走型支援」です。

現在、産後ケアとして、家事援助や一時預かりなどのサービスを提供していますが、対象の拡充やより使いやすいサービスの追加、子育てに関する負担感を軽減するための休憩、いわゆるレスパイトの推進につながるよう、利用促進を図ります。

また、健康長寿課と連携し、妊産婦が孤独にならないよう、妊娠期からのアプローチを、訪問や子育て支援センターを活用して行っていきます。

さらに、家事援助や一時預かりなど、対象者ごとに3つの事業に別れていたものを分かりやすく使いやすい「子育てライフサポート事業」として統合整理しました。

対象者についても、家事援助は年齢を18歳までとし、ヤングケアラーが確認された場合の支援に対応します。

支援を必要とするこどもについては、昨年度から、こども支援課に配置した社会福祉士を中心に、関係機関が情報共有と連携を密にし、適切な早期対応と切れ目のない支援を行う体制を整えています。

このような中、国は、児童福祉法の改正により、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置を求めています。

本市は、「こども家庭センター」の令和6年4月設置に向け、母子保健と児童福祉に知識を有するアドバイザーを招へいし、新たに設置が必要となる「統括支援員」の育成を図ります。

第2の項目「学び」について、申し上げます。

まず、「小中学校の再編」についてです。

本年度は、令和6年4月に予定している中学校の新体制に向けて、開成中学校区と陽明中学校区の保護者や地域、学校の代表が参画する再編準備委員会をそれぞれの校区で設置し、専門部会で生徒の地域行事への参加の調整や再編される中学校区での統合事業の実施、PTA統合の調整方法、制服・体操服の選定、生徒同士の事前交流や部活動交流の実施計画、スクールバスの運行基準などを協議してきました。

これまでの協議結果については、新開成中学校と新陽明中学校合同の再編準備委員会承認されています。

協議された経過や結果などは、再編に対する理解を深めていただけるよう「学校再編準備委員会だより」を発行して、保護者や市民の皆さんにお知らせしています。

新年度は、これまで協議いただいた結果を基に、スクールバスの運行経路や制服・体操服の選定、PTA組織の統合、部活動交流も含めた生徒同士の事前交流の実施など、令和6年度の新体制に向け、準備を着実に進めていきます。

新体制の準備に当たっては、生徒会などの役員を選出、制服・体操服の選定などに生徒の意見を反映するなど、生徒が参加することで、自分たちの手で新たな学校文化を創ろうとする主体性を育てる絶好の機会とするとともに、上庄中学校、尚徳中学校、和泉中学校の生徒は各学校の伝統と文化を大切に、有終の美を飾って頂きたいと願っています。

旧乾側小学校・幼稚園跡地につきましては、土地所有者との借地返還にかかる協議を終え、新年度は、建物解体にかかる実施設計を行います。

また、「大野市小中学校再編計画及び小中学校施設管理計画」に基づき、新年度から令和7年度にかけて、開成中学校及び陽明中学校、下庄小学校の改修を進めていきます。

児童生徒に充実した教育環境を提供するとともに、安全・安心で快適な学校生活を送ることができる施設に改修し、未来志向の学び舎づくりを進めていきます。

この学校再編を機に、本市の学校教育の総合的な環境整備を丁寧に着実に進めていきます。

次に「魅力ある学校づくり」について、申し上げます。

令和2年度、3年度に国立教育政策研究所より委託を受けた「魅力ある学校づくり調査研究事業」の趣旨を継続し、本年度も全学校が一丸となって、魅力ある学校づくりを推進しています。

重点事項として、「確かな学力を育む学校づくり」と「安心して通える学校づくり」の2本の柱を掲げて取り組んでいます。

1本目の柱である「確かな学力を育む学校づくり」については、昨年度より小学校を対象とした大野市独自の学力調査を実施しています。

児童一人一人の学力を把握し、授業改革や指導力向上に努め、学力の定着を図っています。

引き続き学力調査を実施し、国や県の調査とともに授業改革を行い、楽しく分かる授業により確かな学力の育成に取り組んでいきます。

特に、こどもたちが主体となって、多くの情報を取捨選択しながら、自分たちの思いや願いを具現化できるように、教育活動のファシリテーターとしての教師のあり方について研究を進めます。

各校の特色を生かしつつ、市全体が同じ理念と方向性をもって授業改革を進めていきます。

2本目の柱である「安心して通える学校づくり」については、不登校の未然防止を目的に、学校の総合力を上げる取り組みを進めています。

不登校に心を痛めるこどもたちを出さないためには、新規の不登校児童生徒を生み出さない未然防止と、不登校の兆しが見え始めた子たちへの初期対応が大切です。

特に、未然防止の観点として、教師が主体となって、こどもたちの居場所づくりを行うことと、こどもたちが主体となって互いの絆づくりを行う2つの活動を、バランスよく行える教育を工夫していきます。

先ほど申し上げた授業改革の中でも、居場所づくりと絆づくりを強く意識して取り組んでいます。

また、年に3回、学校生活について意識調査を行い、こどもたちの生の声に耳を傾けながら、常に指導者側が取り組みを問い直しています。

全てのこどもたちが「学校が楽しい」「明日も行きたい」と思える魅力ある学校づくりを、全力で推進していきます。

次に、保育所・認定こども園と小中学校、高等学校の「18年をつなぐ教育」について、申し上げます。

幼小連絡協議会、中学校区研究会、中高連絡協議会といった連携会議での情報交換や協議はもとより、保育所や認定こども園、小中学校、高等学校の保育者及び教職員が、実際に参観交流を行い、日常的に現状と課題の共有を図っています。

また、大野の18年をつなぐ教育のさらなる共通理解を図るため、従来より開催している「大野っ子育成の集い」を昨年度に引き続き、市内小中学校をはじめ、保育所・認定こども園、高等学校及び特別支援学校に対象を広げ、教育講演会やパネルディスカッションのほか、参加者同士の意見交換など内容の充実を図ります。

こどもたちの18年の育ちを切れ目なくつないでいく教育を着実に進めていきます。

次に、「部活動の地域移行」について、申し上げます。

国は、昨年12月に、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進について、新年度から令和7年度までを改革推進期間として地域連携や地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしています。

本市は、本年度、休日の部活動の地域移行に向けて、大野市軟式野球連盟、大野市サッカー協会、大野ジュニアバスケットボールクラブの3競技団体に委託し、実践研究を行ってきました。

新年度は、見えてきた課題を整理し、この3つの地域スポーツクラブにおける休日の地域移行を着実に進めるとともに、文化部についても、大野市文化協会の御理解をいただきながら、取り組んでいきます。

次に、「GIGAスクール構想の推進」について申し上げます。

児童生徒への1人1台のタブレット配備を終え、授業での積極的な活用が進んでいます。

Society 5.0時代に生きる子どもたちにとって、タブレットは、鉛筆やノートと並ぶ学習用具となりました。

教育活動全般にわたり、さらにタブレットの有効な使い方ができるようレベルアップを図ります。

次に、「コミュニティ・スクール」について申し上げます。

これまで、全小中学校に「家庭・地域・学校協議会」を設置し、家庭と地域、学校が連携し、地域の特性や実情を生かしながら、いわゆる「福井型コミュニティ・スクール」により地域に根ざした学校づくりを進めてきました。

新年度は、平成29年度の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に対応するとともに、保護者や地域の方々が、同法に基づき一定の権限と責任をもって取り組めるよう全小中学校に「学校運営協議会」を設置し、「国型コミュニティ・スクール」に移行します。

第3の項目「ひと・地域」について、申し上げます。

まず、「生涯学習」についてです。

令和4年1月に策定した「大野市生涯学習推進計画」に基づき、さまざまな講座や交流活動の実施と生涯学習情報の発信を行っています。

生涯学習センターや公民館などにおける「ひとづくり、つながりづくり、学ぶ場づくり」に関する講座につきましては、本年度実施した受講状況や受講者アンケートの結果と、未受講者のアンケート結果をもとに、要望の高かった「暮らし・生活」や「健康」に関する分野、デジタル化の推進に向けた講座を強化し実施します。

生涯学習センター、職業訓練センターにおきましては、人生100年時代を生きる市民の学び直しの視点を重視し、資格取得や能力のスキルアップにつながる講座などを実施します。

生涯学習に関する情報を積極的に発信し、自分に合った学びを行いながら「いきいき」「わくわく」と暮らせるよう、市民一人一人の生涯学習の充実を図っていきます。

次に「生涯学習フォーラム」について、申し上げます。

今月19日に大野市生涯学習フォーラムを開催し、約130名の方々に参加していただきました。

フォーラムは新型コロナウイルスの影響により過去2年間、中止を余儀なくされ3年ぶりに開催しました。

フォーラムの冒頭で、社会教育功労者表彰を行い、長年にわたり社会教育や地域づくり、

文化振興などに尽力され社会教育の推進に貢献された個人5名と2団体を表彰しました。

本フォーラムは、昭和56年の大野市社会教育推進大会に始まり、約40年間にわたり市民の皆様に生涯学習活動に対する理解を深めていただく場として開催しています。

本年度は、新たにY o u T u b eでの配信を行い、会場に来られない方でも視聴できるようにしました。

次に、「こどもの読書活動」について、申し上げます。

こどもの読書活動を、図書館のこどもの読書活動の運営方針に当たる「第四次大野市子ども読書活動推進計画」に基づき推進しています。

こどもの読書活動は、言語を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、より深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものの一つです。

本年度は、小・中学校、高等学校へ毎月、各学年の児童生徒に対して5冊から15冊の図書館のおすすめの本を選び、各学校に届ける「おとしょちゃんのうきうきお届け便」を開始しました。

さまざまな機会を捉えて、こどもの読書活動を積極的に推進していきます。

第4の項目「文化芸術」について、申し上げます。

まず、「文化財の保存と活用」についてです。

令和4年2月に策定し、7月に文化庁の認定を受けました「大野市文化財保存活用地域計画」に沿って、本市の文化財の保存と積極的な活用に取り組んでいきます。

文化財の保存と継承に向けて、行政と市民が協働することが重要です。

地域に大切に守り伝えられてきた風習や文化を次世代に継承していくことを目的に定められた結の故郷伝統文化「おおの遺産」は、平成28年度の認証開始から令和3年度までに21件の伝統芸能や年中行事を認証しています。

本年度は、大宝寺で行われている年中行事「新四国八十八ヶ所お砂踏み法要」と、小矢戸区で行われている年中行事「水神さんの参詣」の2件が認証され、1月16日に「結の故郷伝統文化おおの遺産認証書交付式」を開催しました。

今後も、大切に守り伝えられてきた行事や風習、食文化などの認証を進め、伝統文化の保存継承を図っていきます。

最後に、「化石」について、申し上げます。

平成21年度に大野市下山の手取層群伊月層より発見された獣脚類恐竜の歯化石標本が、ティラノサウルスやアロサウルス、現生の鳥類までを含む分類群「テタヌラ類」のものであることを、東京農工大学科学博物館の上田裕尋特任助教を中心とした研究グループと、本市との共同研究により確認しました。

この研究成果は、福井県で発掘されている恐竜のルーツを知る手掛かりとなり、本市における恐竜化石研究の重要性を示すもので、研究の詳細については「日本古生物学会」発行の国際的な学術誌に掲載され、国内外に紹介されました。

化石標本は、先月5日から来月26日まで歴史博物館で展示しており、4月からは和泉郷

土資料館で展示する予定です。

今後も調査研究を進め、本市の化石がもつ学術的な価値を高めるとともに、化石産地の保護と活用を図っていきます。

以上、本市の教育行政の考え方と主な施策の概要について、述べさせていただきました。

議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、所信表明とさせていただきます。